

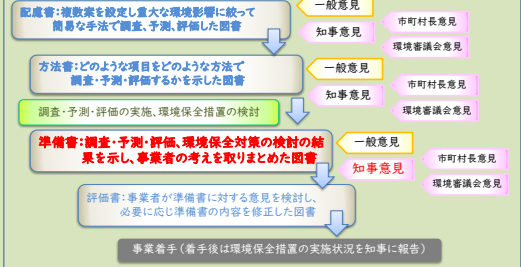
環境影響評価制度及び事業概要等について (山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ 処理施設建設事業 事業者:天理市)

令和元年12月3日(火)
奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課

環境影響評価制度(環境アセスメント)

環境影響評価制度とは、事業者が、開発事業の内容を決めるにあたって、それが環境に及ぼす影響について、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や行政の意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくことを目的とした制度です。

■県条例に基づく手続きフロー



(今回審議いただく内容について)

配慮書	方法書	準備書	評価書
<ul style="list-style-type: none"> 事業計画(事業目的、事業内容) 複数案の設定 計画段階配慮事項の設定(既存資料による、調査、予測、評価) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画(事業目的、事業内容) 関係法令の整理 地域の概況(既存資料による) 自然的状況(大気、水質等)の整理 社会的状況(人口、産業、土地利用等)の整理 評価項目の選定 調査、予測及び評価の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果 環境保全措置 事後調査 総合評価 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の結果 調査結果 予測結果 評価結果 環境保全措置 事後調査 総合評価

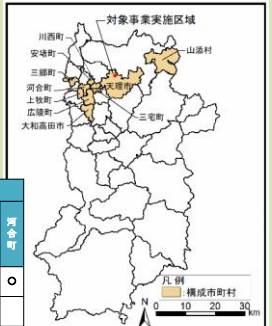
配慮書の知事意見 方法書の知事意見 準備書の知事意見

都市計画対象事業の目的

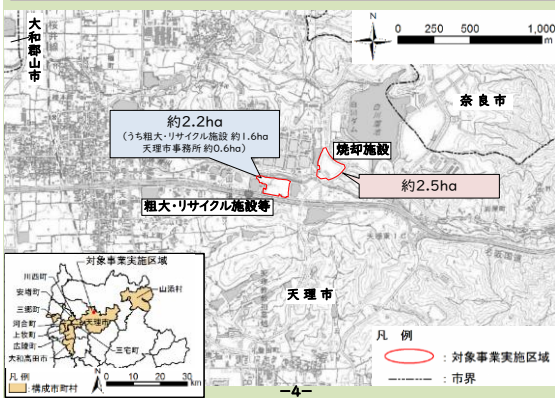
山辺・県北西部広域環境衛生組合により、構成市町村(2市7町1村)内で発生するごみを安定的かつ効率的に処理する焼却施設(可燃ごみ処理)及び粗大・リサイクル施設(不燃・粗大及び資源ごみ処理)を整備することを目的として、天理市が都市計画としてごみ処理施設を計画するものである。

焼却施設:エネルギー回収型廃棄物処理施設
粗大・リサイクル施設:マテリアルリサイクル推進施設

区分	構成市町村							割合
	大和郡高田町	天理市	山添町	三郷町	安堵町	川西町	上牧町	
可燃ごみ処理	○	○	○	○	○	○	○	○
不燃・粗大ごみ及び資源ごみ処理	○	○	○	○	○	○	○	○



都市計画対象事業実施区域の位置図



都市計画対象事業の種類及び施設規模

「奈良県環境影響評価条例」による対象事業の種類 廃棄物焼却施設の設置の事業

施設規模(焼却処理施設、粗大ごみ処理施設)

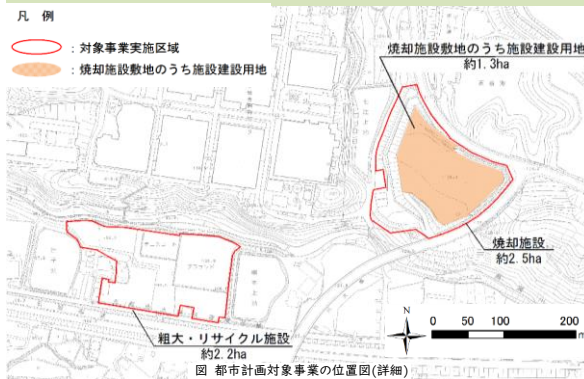
施設	項目	諸元
焼却施設	位置及び面積	天理市岩屋町459番2 外2筆 約2.5 ha
	処理能力	284 t/日(全連続式燃焼方式)
	搬入日数	6日/週
	運転計画	通年、24時間連続運転
	取扱い廃棄物	可燃ごみ、残渣等(可燃物、破砕残渣)
粗大・リサイクル施設等	煙突高さ	{ 59 m }
	位置及び面積	天理市樺本町3235番1 外46筆 約2.2 ha 粗大・リサイクル施設 約1.6ha、天理市事務所 約0.6ha
	処理能力	23.5 t/日(破砕・選別、圧縮・梱包)
	搬入日数	6日/週
取扱い廃棄物	不燃・粗大ごみ系統:不燃物(燃やせないごみ)、粗大ごみ 資源ごみ系統:びん、缶、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙、古着、蛍光管、電池、小型家電	

施設の完成イメージ(案)

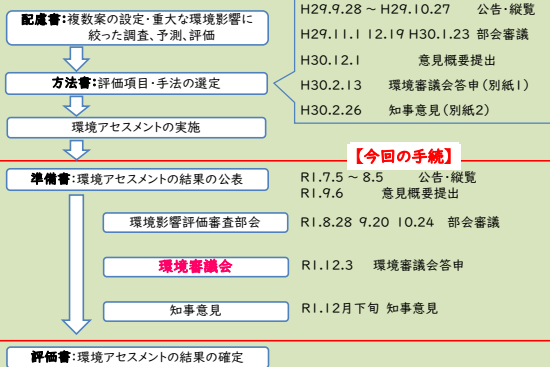


※環境影響評価のための想定図です。

都市計画対象事業の位置図(詳細)



審議の経緯



※事業の着手は評価書公告後